

技能検定随時試験実施における依頼事項（試験会場入場時までには必ずお読みください）

1 試験会場の設営や運営等にあたってのお願い

- (1) 試験会場では、入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等の準備をお願いします。
- (2) 試験会場では、入場者の検温ができるよう、体温計を設置する等の準備をお願いします。
- (3) 試験会場では、適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度管理に努めてください。なお、学科試験及び実技試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気をお願いします。
なお、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染拡大防止に有効と考えられておりますので、可能な限り対応をお願いします。
- (4) 試験会場では、学科試験の配席及び実技試験の配置に当たっては、原則として受検者相互に2メートル以上の間隔を取るように入場者の配席又は配置を行うよう準備をお願いします。
なお、会場確保上2メートル以上の間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも1メートル以上の間隔を取るようお願いします。
また、実技試験においては、受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、実技試験の作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、設置する場合は、事前に安全性の検証をお願いします。
もし、採寸など実技試験の内容によって前段の間隔をとることが困難な場合は、マスク着用、アルコール消毒など他の感染防止対策を徹底し、実技試験の実施に支障がない範囲で間隔をとることとして差し支えありません。
- (5) 試験会場では、受検者が共用する機器等については原則として受検者が使用するたびに消毒を行うようお願いいたします。
- (6) 試験会場では、入場者の入退場時や休憩スペース等の利用において人が密集することがないように、入場者の相互間隔を取らせる等の対応をとるようお願いします。
- (7) 上記1～6に沿って準備された試験会場であっても、そのまま試験を実施すると密閉・密集・密接等により新型コロナウイルスにおける感染リスクが高いと試験実施者が判断した場合は、実習実施者又は監理団体等の関係者にその旨を伝えますので、速やかに試験会場を用意した者にて改善対応を行ってください。改善できない場合は試験を中止する場合があります。
試験を中止した場合は、受検者は欠席扱いとなり、受検手数料の還付はありません。また、試験の振替や延期する等の対応はできませんので、再試験を希望する場合は改めて外国人技能実習機構等にお申込みください。

2 試験会場への入場にあたってのお願い

- (1) 入場者は、特段の理由がない限り、試験会場の入口及び施設内に設置された、石けん及び消毒用アルコール等で手指消毒をお願いします。
- (2) 入場者は、特段の理由がない限り、試験会場ではマスクを持参し、常時着用をお願いします。
- (3) 入場者は、試験実施者に検温を求められた場合は、速やかに検温に協力するようお願いします。
- (4) 入場者は、調査票の項目すべてを記入し、試験実施者による確認を受けた後に試験会場へ入場することができます。確認を受けていない方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から試験会場への入場ができませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 表面の調査票の2の質問事項で、1つでも「はい」に該当する方又は調査票への記入をしていただけない方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から試験会場への入場ができませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 受検者が入場できない場合は、欠席扱いとなり受検手数料の還付はありません。また、試験の振替や延期する等の対応はできませんので、再試験を希望する場合は改めて外国人技能実習機構等にお申込みください。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から県外の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象地域から移動されてきた方の試験会場への入場は、ご遠慮いただくようお願いします。

3 試験実施後の情報提供のお願い

受検者等の入場者が試験実施日から14日以内に新型コロナウイルスに感染又は保健所から濃厚接触者等と判定され健康観察の指導があった場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その旨を速やかに当協会まで情報の提供をお願いします。

問い合わせ先

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

電話：086-225-1547（平日8時30分から17時15分まで）

FAX：086-234-1806